

令和 8 年度
中小企業DX省力化推進支援制度
【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日

認定アドバイザーより申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象事業者に「中小企業DX省力化推進支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845

FAX 03-6457-5846

(受付時間 平日 10 時～18 時まで)

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

給付型支援制度の目的・・・・・・・・・・・・4

申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・7

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・8

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

中小企業DX省力化推進支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間給付型支援金です。
国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。
2. 本給付型支援の交付を受けようとする支援金の対象事業者（以下「支援対象事業者」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。
3. 本制度には支援金支給の条件がございます。
当協会では支援対象事業者が制度の内容を理解し、導入の必要性を吟味し実際に本制度に沿った取り組みを行う事業者とします。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請者の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業DX省力化推進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845 | Eメールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

中小企業DX省力化推進支援制度は、当協会が定める対象期間において、中小企業・小規模事業者等を対象に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進および省力化投資を支援することにより、売上拡大、生産性向上および持続的な事業成長を後押しすることを目的として設立された制度です。

近年、多くの中小企業等では人手不足の深刻化や業務負担の増加が経営課題となっており、限られた人員で安定した事業運営を行うための取り組みが求められています。本制度では、各事業者が自社の業務プロセスや経営課題を整理し、デジタル技術を活用した業務改善や省力化の取り組みを実装することで、生産性向上と付加価値額の向上を図ります。対象となる事業者は、現在の業務フローや事業運営上の課題を踏まえ、DXの必要性を理解したうえで、業務効率化、作業負担の軽減、サービス品質の向上、競争力強化につながるデジタル技術の実装を進めるものとします。また、導入後においても継続的な改善と運用定着に取り組み、事業基盤の強化を目指します。

本制度では、DXおよび省力化に関する取り組みの普及促進に加え、実施後の状況や成果に関する調査を行い、各企業における効果や課題を把握します。これにより、支援の実効性を検証するとともに、中小企業等におけるDX実装や省力化推進に関する課題および有効な支援手法を明らかにし、今後の制度運営や支援施策の改善につなげます。

本制度を通じて、各事業者のDXの導入・実装・運用・定着を段階的に支援するとともに、人手不足への対応や省力化投資を促進し、付加価値額および生産性の向上を図ります。さらに、サービス品質の向上や経営基盤の強化を通じて企業の持続的な成長を支援し、中小企業全体の競争力向上ならびに地域経済・産業基盤の活性化に貢献することを目指します。

申請スケジュール

申請期間：令和8年6月1日～令和8年11月30日

支援対象期間：令和8年6月1日～令和9年11月30日

支援対象期間【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1年間

本制度の対象事業者

本制度は、デジタル技術を活用した業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営の実現に向けて、DX（デジタルトランスフォーメーション）の導入・実装に取り組む中小企業者を対象とします。

対象となる事業者は、本制度の目的および趣旨を十分に理解したうえで、自社の業務プロセスや経営上の課題を整理し、デジタル技術を活用した業務効率化、付加価値の創出および競争力強化につながる取り組みを実施するものとします。

また、認定アドバイザーによる支援を受けながら、DXに関する知識や理解を深めるとともに、デジタル技術に関する情報収集や活用方法の検討を行い、自社の事業環境や経営課題に応じたDXの導入、実装、運用および定着に継続的に取り組むことを要件とします。

本制度の対象経費

本制度は、中小企業・小規模事業者等がDX（デジタルトランスフォーメーション）を実装することにより、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営の実現を図る取り組みに対して支援金を支給する制度です。

本制度においては、デジタル技術を活用したDXの実装を必須要件とします。対象事業者は、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、導入・活用するデジタル技術の内容、実装方法、実施体制ならびに実装によって期待される効果等を事業計画書に記載するものとします。

事業計画書には、DXの実装を通じて見込まれる業務効率化、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営への効果を具体的に示す必要があります。

支援金額は、提出された事業計画書の内容をもとに、DX実装の具体性、実現可能性、業務改善への寄与度、生産性向上への効果、経営基盤強化への貢献度等を総合的に審査し、当協会が定める基準に基づいて決定します。

なお、本制度は単なる知識習得や情報収集、検討段階にとどまる取り組みを対象とするものではありません。対象事業者が自社の実情に応じてデジタル技術を業務へ実装し、実際の業務改善や経営課題の解決につなげる取り組みを支援対象とします。

対象経費は、DXの導入・実装・運用に必要と認められる費用のうち、本制度の目的および支援内容に適合するものとし、以下の支援枠を設けるものとします。

支援枠

DX省力化推進支援枠

本枠は、中小企業・小規模事業者等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の実装を通じて、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営の実現を図る取り組みを対象として、最大500万円の支援金を支給するものです。

本枠においては、デジタル技術を活用したDXの実装を必須要件とします。対象事業者は、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、活用するデジタル技術の内容、実装方法、実施体制および期待される効果等について事業計画書を作成し、提出するものとします。

事業計画書には、DXの実装によって見込まれる業務効率化、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営への効果を具体的に記載する必要があります。

支援金額は、提出された事業計画書の内容をもとに、DX実装の具体性、実現可能性、業務改善への寄与度、生産性向上への効果、経営基盤強化への貢献度等を総合的に審査し、当協会が定める基準に基づき決定します。

なお、本枠では、知識習得のみを目的とした研修や情報収集、検討段階にとどまる取り組みは対象外とし、デジタル技術を実際の業務へ導入・実装することで、業務改善や経営課題の解決につなげる取り組みを支援対象とします。

対象経費は、DXの導入、実装および運用に必要と認められる費用のうち、本制度の目的および支援内容に適合するものとします。

また、採択事業者は、採択後に事業計画に基づくDXの実装を行うとともに、実施状況、実装内容、成果および効果等について、当協会が定める方法により報告を行うものとします。

申請について

本制度の利用にあたっては、当協会が認定する認定アドバイザーによるガイダンスを受けることを条件としています。申請および制度の利用は、認定アドバイザーによる案内および手続きに基づき行われるものとします。

認定アドバイザーとは

本制度における認定アドバイザーとは、対象事業者が制度を適切に活用し、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、DX（デジタルトランスフォーメーション）の導入・実装を円滑に進められるよう支援するために、当協会が認定した専門家を指します。

認定アドバイザーは、事業者の事業内容、業務状況および経営課題等を踏まえ、DXに関する基礎的な知識の習得を支援するとともに、デジタル技術の活用方法や業務改善に向けた方向性の整理を行います。これにより、事業者が自社の実情に応じたDX推進の方針を明確化し、実効性のある取り組みを計画・実施できるよう支援します。

また、制度の趣旨や内容に関する説明、DXに関する情報提供および相談対応に加え、事業計画書の策定支援、実装内容の整理、制度利用に必要な各種手続きに関する助言ならびに事業進捗の確認等を行います。採択後においては、事業計画に基づくDXの実装状況や実施内容、実装による成果および効果の確認を行うとともに、事業者が継続的な業務改善や運用定着に取り組めるよう必要な助言および支援を実施します。

認定アドバイザーは、本制度の適正な運営を支える重要な役割を担うとともに、中小企業・小規模事業者等におけるDXの実装促進および成果創出を支援し、その知見の蓄積と活用を通じて、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業成長の実現に寄与するものとします。

審査基準について

本制度の審査基準は以下の通りとします。

- ・当協会が実施する本制度の趣旨および内容をご理解いただき、制度実施後に実施する支援金調査レポートへの回答や報告等にご協力いただける方であること。
- ・当協会が認定するアドバイザーによるガイダンスを受け、本制度に基づく取り組みを実施した方であること。

注意事項

(1)本制度は、審査があり、不採択になる場合があります。また、本制度遂行の際には自己負担が必要となり、支援金は後払いです。

(2) 実施後経過調査への協力

当協会は、実施状況や稼働状況について、交付決定の後、指定項目のレポート提出をお願いしております。

(3) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請者は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することと同意した上で、本制度の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、認定アドバイザーを通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

中小企業DX省力化推進支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請者

中小企業DX省力化推進支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定アドバイザーより申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定アドバイザーより申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業DX省力化推進支援制度

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。

決定対象事業者には決定通知書を合わせてお送りいたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

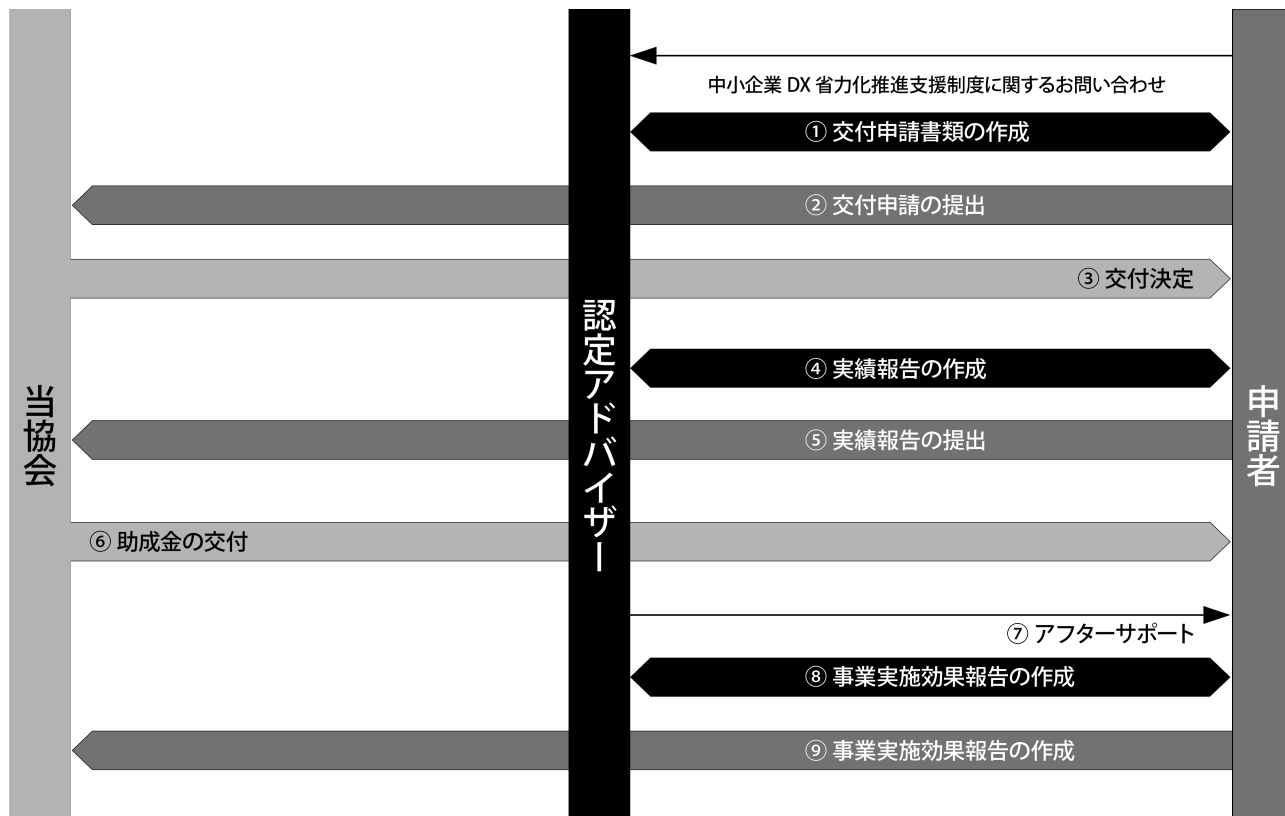
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和9年11月30日）とします。

（例）令和 8 年 6 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年 7 月～令和 9 年 7 月末日）



助成金対応期間：令和8年 6 月1日～令和9年11月30 日

※助成対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象事業者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。

（申請書類の到着順ではありません。）受付期限内でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

支援金調査レポートに関する提出書類

支援金調査レポート

- ・認定アドバイザーより支援金調査レポートが発行されます

本制度調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

申請に必要な証明書類

本制度の申請にあたっては、対象事業者が本制度の趣旨を理解し、DXの実装に向けた取り組みを具体的に進める意思および計画を有していることを確認するため、所定の証明書類をご提出いただく必要があります。

対象事業者は、認定アドバイザーを通じてDXに関する必要な知識を習得し、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、デジタル技術を実際の業務に取り入れるための実装内容を明確にするものとします。申請時には、これらの内容を確認するため、認定アドバイザーが発行または確認した書類および事業計画書をご提出ください。

【提出が必要な証明書類】

本制度の申請にあたっては、DXに関する知識習得の状況、DX実装に向けた取り組み内容、事業計画の具体性および実現可能性を確認するため、以下の書類をご提出いただきます。

① DX実装確認書

DX実装確認書は、認定アドバイザーを通じてDXに関する必要な知識を習得し、対象事業者が本制度に基づくDX実装に向けた取り組み内容を確認したことを示す書類です。本書類には、原則として次の事項が記載されるものとします。

- ・対象事業者名
- ・受講者名または担当者名
- ・認定アドバイザーとの確認実施日
- ・DXに関する知識習得内容の概要
- ・整理した業務プロセスまたは経営課題の概要
- ・DX実装に向けた取り組み内容の概要
- ・認定アドバイザー名
- ・認定アドバイザーの所属または登録情報
- ・発行日
- ・認定アドバイザーの署名または確認印

② 事業計画書

事業計画書は、本制度に基づき実施するDXの実装について、その目的、内容、実施体制、実装方法および期待される効果等を記載した書類です。

事業計画書は、対象事業者が自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、デジタル技術をどのように業務へ取り入れ、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営につなげるかを明確にするために作成するものとします。

認定アドバイザーは、対象事業者の事業内容、業務状況、課題認識等を踏まえ、計画策定に必要な構成項目および検討事項を提示し、対象事業者はこれに基づき計画を取りまとめるものとします。

なお、事業計画書には、原則として以下の観点が含まれるものとします。

- ・現状の業務プロセスおよび経営課題
- ・DX実装の目的および方針
- ・業務へ取り入れるデジタル技術の内容
- ・具体的な実装内容および実施スケジュール
- ・実施体制（担当者、役割等）
- ・業務改善、生産性向上、経営基盤強化に向けた効果
- ・期待される成果指標
- ・実装後の運用方法および定着に向けた取り組み
- ・今後の展開方針

これらの項目については一律の様式に限定するものではなく、事業者ごとの状況やDX実装の内容に応じて、

認定アドバイザーの確認により追加または調整される場合があります。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となる場合があります。また、支援事業終了後に、当協会または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、制度の趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、支援金の返還等を求める場合があります。

暴力団等排除に関する事項

支援対象事業者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人 である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象事業者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年6月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。